

## 令和 4 年度地域密着型サービス事業所整備法人公募の概要

### 1 目的

第 8 期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた地域密着型サービス事業所の整備に当たり、より質の高いサービスの提供が可能な法人を公平・公正に選考するために公募を実施する。

### 2 公募施設の概要

種別	定員	募集数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型、連携型どちらも可)	—	1
小規模多機能型居宅介護	29人以下	1
看護小規模多機能型居宅介護	29人以下	1

### 3 公募期間 令和 4 年 5 月 20 日から令和 4 年 7 月 5 日まで

### 4 応募手続 応募事業者が、佐倉市のホームページに掲載された公募要領等を確認し、受付期間中に応募書類を市・介護保険課に提出する。

### 5 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (4) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、又は過去に法人及び事業所運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (5) 佐倉市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日佐倉市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

### 6 応募事業者の審査

- (1) 第 1 次審査：介護保険課において提出書類による審査を実施。
- (2) 第 2 次審査：介護保険課において提出書類による採点を実施。事業者選考検討会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の検討会）において、事業者によるプレゼンテーション、検討会委員によるヒアリング及び質疑を実施し、採点。合計点をもって選考。

## 令和4年度地域密着型サービス事業所整備法人公募 応募法人の概要

申請者	法人名	社会福祉法人大山	
	法人所在地	佐倉市石川556番	
	設立年月日	平成22年7月6日	
	代表者	理事長 奥山 裕子	
事業提案の概要	事業種別	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
	施設名	(仮称) 看多機 もりの家	(仮称) 定期巡回 もりの家
	定員	登録定員29名 (通い18名、宿泊9名)	
	事業予定地	佐倉市小篠塚1153番1	
	都市計画の状況	市街化調整区域	
	敷地面積	3781.46m <sup>2</sup>	
	建築面積	1399.44m <sup>2</sup>	
	延床面積	2400.65m <sup>2</sup>	
	建物構造	木造	

### 【参考】法人事業概要（運営中の事業）

#### 《介護保険》

- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ・ショートステイ（短期入所生活介護）※空床型
- ・通所介護（老人デイサービスセンター）
- ・居宅介護支援

#### 《児童福祉》

- ・企業主導型保育園

## 佐倉市地域密着型サービス整備法人公募審査基準(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

法人名 社会福祉法人 大山

審査項目	一次審査			二次審査(採点欄)		
	審査基準	適合	適合の判断根拠	審査項目	評価項目	評価項目
<b>1 配置計画及び施設用地に関する事項</b>						
1 適正配置						
(1) 都市計画との整合	—	⑬周辺地図 都市計画との整合	市街化区域内外ではないが市街地に隣接している。 (直線距離で100m未満)	市街化区域である。	10	0
(2) 交通の利便性	—	⑭周辺地図 交通の利便性	市街化区域内外ではなく市街地に隣接していない。 (直線距離で100m以上)	市街化区域でなく市街地に隣接していない。	-10	
(3) 生活関連施設の整備状況	—	⑮周辺地図 生活関連施設の整備状況	駅・バス停から実測で200m未満である。 (バス停) 松ヶ丘団地150m 駅・バス停から実測で500m以上である。	駅・バス停から実測で200m未満である。 (バス停) 松ヶ丘団地150m 駅・バス停から実測で500m以上である。	10	0
2 建設用地						
(1) 土地利用に関する法令規制等	否	⑯埋蔵文化財の有無 ⑰都市計画(協議状況) 土地利用	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	埋蔵文化財の包蔵地ではない(埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む)。 なお、条件付きではあるが千葉県の開発審査会に諮られる案件である。	5	5
(2) 防災上の安全性の確保	否	⑱都市計画(協議状況)	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域でない等、防災面からみて入所、通所者の安全性が確保されていること。	佐倉市のハザードマップで	—	0
(3) 給排水関係	否	⑲下水道・排水管 ⑳建物配置図	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水維持水において問題がないこと。	④の記載事項より判断	上水道、下水道に接続可能 上水道のみ接続可能 下水道のみ接続可能 上水道、下水道に接続不可	20 0 -10 -20

一次審査				二次審査（後点附）			
審査項目	審査基準	適否	審査の判断根拠	審査項目	評価項目	評価項目	配点 採点
(4) 土地の所有権	○否 ●通	通	②購入予定の場合は、土地所有者に譲り受けたときに譲り受けたことと「登記簿等により確認」。 ③購入予定の場合は、土地が譲り受けたことと「全ての土地所有者に譲り受けたことと「登記簿等により確認」。 ④購入予定の場合は、土地が譲り受けたことと「全ての土地所有者に譲り受けたことと「登記簿等により確認」。 ⑤購入予定の場合は、土地が譲り受けたことと「全ての土地所有者に譲り受けたことと「登記簿等により確認」。	○否 ●通	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。 上記以外。	自己所有ではない。	5 0
(5) 用地の抵当権設定等の有無	○否 ●通	通	被社医療機構（協賛融資金）以外の抵当権は、登記簿等の原本で本体が設定されていないこと。 これら以外に抵当権が設定される場合があること。 この抵当権が確実に解消する確約書、抵当権を解除する確約書、所持証明書等により保証する場合は、今後において、借入等により医療機構が設定される見込みがないこと。	○否 ●通	千葉県開発資金懸念基準 15（有料老人ホームのうち、一般施設及び運営者が県の認めたもの）の(7)幅員6m以上の道路に接続する道路の幅員 9mであることを確認済み。	幅員6m以上の道路に接続	5 0
(6) 道路事情	○否 ●通	通	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	○否 ●通	②事業計画書等の都 市計画に整合して ③建物配置図	接続する道路の幅員 9mであることを確認済み。	5 0
(7) 地元調整	○否 ●通	通	施設周辺の住民の反対がないこと。	○否 ●通	②③地域住民経 験状況・地元説明 会議録別添書	公募提出後近隣者、自治会 長に説明を行ったところ未実施。	— —
II 建物及び設備に関する事項							
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	○否 ●通	②平面図 ⑤部屋別面積表	—	生食市指定地域密着型サービ ス基準条例第95条の2 (2)宿泊室に7.43畳以上で あることと記載。（宿泊室 は11.9畳）	—	— —

## 法人名 社会福祉法人 大山

一次審査		二次審査（採点欄）	
審査項目	審査基準	適否	適否の判断根拠
		審査項目	評価項目
<b>III 運営に関する事項</b>			
1 解散に当たっての法人の考え方			
(1) 応募の動機			明確かつ適切な応募動機があるか。 高齢者層に高い見識と熱意を有しているか。
(2) 計画内容			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・監視点検等があるか。 佐倉市、霞ヶ浦町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。
(3) 利用者待遇			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制が計画されているか。 虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。
(4) 職員確保と職員資質の確保			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、配面を有しているか。 職員育成面を有しているか。 また、研修受講等の体制等が整っているか。
(5) 感染症対策と発生時の業務継続計画			利用者、職員等への感染症対策が考えられていてある。集団感染時等の有効性のある業務継続計画（BCP）が策定されているか。
(6) 地域との連携			地域活動への参加・協力や、関係機関との連携などが考えられているか。 また、具体的な交流活動計画等を有しているか。
(7) 利用者の確保及び事業の安定運営			利用者を確保し安定的に事業を運営するための具体的な考え方や計画等を有しているか。

## 法人名 社会福祉法人 大山

		一次審査				二次審査（採点制）			
		審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 人員基準		基準に適合した人員配置が提案されているか。	適否	⑤従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表等 ◎管理者予定者経験、必要研修受講歴	管理者（予定者）の有資格、必要研修受講歴	管理者の提案がある。 上記以外。	管理者の提案がある。	5	5
		低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	適否	⑥介護支援専門員（予定者）の有資格、必要研修受講歴等 ◎予定者経歴書等	介護支援専門員（予定者）の有資格、必要研修受講歴	提出がなかった 上記以外。	介護支援専門員の提案がある。 上記以外。	0	0
		嘱託医、協力医療機関があること	適否	⑦協力予定医療機関 ◎等	協力医療機関・協力歯科医療機関 協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離 がそれぞれ1km～10km以内である。	低所得者への配慮 提出がなかった 上記以外。	低所得者の利用について配慮する計画がある。 上記以外。	0	0
4 保健、医療との連携		自己資金を十分に有していること。	適否	⑧事業計画書 ◎事業費・資金調達内訳等	協力医療機関・協力歯科医療機関 明治歯科 医療機関	佐倉中央病院 4.5km 明治歯科 医療機関 5.5km	協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離 がそれぞれ1km～10km以上である。	10	5
		年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適否	⑨事業費・資金調達内訳等	自己資金比率	(自己資金) 22,567,208円 (合計) 192,818,208円 自己資金比率11.7%	自己資金比率 20%以上の場合。 (自己資金を除く) /総事業費	5	5
IV 資金に関する事項		1 自己資金					自己資金比率 10%以上の場合。 (自己資金を除く) /総事業費	3	3
(1) 施設整備資金		自己資金を十分に有していること。	適否	⑩事業費・資金調達内訳等	自己資金比率	(自己資金) 22,567,208円 (合計) 192,818,208円 自己資金比率11.7%	自己資金比率 10%以上の場合。 (自己資金を除く) /総事業費	0	0
		年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適否	⑪開設後の収支計画書 ◎事業費・資金調達内訳等	—	支出費用の中では事業費と事務費の合計では、過払資金で年間費用の12分の3が補え るが、人件費を含めると貯えられない状態である。	自己資金比率 10%未満の場合。 (自己資金を除く) /総事業費	—	—
		書類が確認された贈与書等、印鑑登録証明書で確認。【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適否	—	—	—	—	—	—
2 借入れ							要確認	—	—
(1) 建設資金調達にあたり借り入れを行う場合の趣旨		建設資金調達にあたって借り入れを行いう場合は建設資金調達が担保されていること。	適否	⑫事業費・資金調達内訳等	—	—	—	—	—
		累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適否	⑬借入金償還計画書	—	—	計画書では5年間の記載であり、6年目以降の記載が無い。	—	—

法人名 社会福祉法人 大山

一次審査		審査基準		審査の判断根拠		審査項目		評価項目		二次審査（採点制）	
審査項目		審査基準		適否		審査項目		評価項目		配点 採点	
<b>V 法人の運営に関する事項</b>											
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていること。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。 指導監査等における是正措置が完了していること。	⑨実地指導結果通知 ○否	⑩改善報告書 ○否	—	—	—	—	—	—	—	—
2 法人の運営施設	既に小規模多機能型居宅介護等を運営していること。	⑪事業概要 —	運営施設 ⑩改善報告書 ○否	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業所 上記以外。	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を既に運営している。 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	5 3 0	5 3 0	—	—	—	—
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	⑫決算書 ○否	—	—	—	合計点 170	66	—	—	—	—

...事業基盤				二次審査(採点制)				対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適合否	適合の判断根拠	審査項目	評価項目	記点	採点		
<b>I 設設用地及び施設用地に関する事項</b>									
<b>1 設設用地、施設</b>									
(1) 土地利用に觸する法令規制等	当該用地位が農地法、都市計画法その他の土地利用許可令による規制による規制があること。 又は既存施設等の中に設置。	適合	(答) ⑥地図文化 ⑦地籍簿 ⑧新市計画と整合している。	審査項目	評価項目	記点	採点		
(2) 土地・建物の所有権、質権等	当該用地位・建物が次のいずれかに該当すること。 ①当該用地位であることと「登記権等により被認定」。入乎一定の場合は寄附を受ける予定の土地(は)、確実な履行が認められることと「金にての土地(は)の寄附等の譲付等又は印鑑を捺印(捺印後)又は添付される場合は限ること)」。 ③登記権等により被認定。いすゞ、印鑑を捺印(捺印後)又は添付する場合は限ること)」。	適合	(答) ⑩土地質 ⑪地籍簿	土地の所有形態	自己所有ではないため 上記以外。	10 0	10 0	12, 20, 24	
(3) 地元調整	建設原辺の住民の反対がないこと。	適合	(答) ⑫地図 ⑬説明会開催履歴	公事池出後近隣者、自治会長に説明を行うことなっておらず未実施	-	-	-	12, 21, 22, 23	
<b>II 送付及び整備に関する事項</b>									
1 基盤への適合	佐賀市地域密着型サービス送付条例の基準を満たしている。	適合	(答) ⑭平面図	-	-	-	-	条例を確認	
2 通貨機器及びシステムの導入	利用者がオペレーターへ一時的に通話できる体制が整っている。	適合	(答) ⑮計画書「6 通話体制」	-	-	-	-	13	
<b>III 送付に関する事項</b>									
1 開設に当たっての法人の考え方					明確かつ適切な心構えがあるか、行動を有しているか。	5 5, 6, 12	12		
(1) 応募の動機					新規設立、運営にあたっての基本理念及び方針は適切か、運営にあたり評価できる程度、重点等があるか。	5 5	12		
(2) 計画内容					佐賀市、周辺市町の人口動向、相手が適切に理解、反映されているか。	5 5	12		
(3) 利用者対応					利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制が計画されているか、事実上如何にしているか。	5 5	12		
(4) 現員確保と職員資質の確保					管理者(予定者)は必要な資格、十分な経験を有しているか。	5 5	12		
(5) 感染症対策と発生時の業務連絡計画					現員等への感染症対策が考えられており実施計画(BCP)が策定されているか。	5 5	12		



## 佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募（看護小規模多機能型居宅介護）ヒアリング採点表（最終）

法人名 社会福祉法人大山

評価項目	提出書類 12該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
二次審査ヒアリング 以外			一	一	56	56	56	56	56	56
1 応募の動機について	1	・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。 ・社会福祉を目的とする、しっかりとした経営理念があるか。 ・介護施設運営法人としての責務、役割を理解しているか。 ・現在運営している介護保険事業の実績はどうか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	9	8	7	8	5	6
2 計画内容	2, 3-(1)	・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。 ・運営上の方針や目標に具体性があるか。 ・事業計画を総合的に判断し、長期的に安定した運営が期待できるか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	8	5	7	7	6	7
3 利用者待遇	3-(2)～ 3-(7), 3-(15)	・情報の管理、情報開示に関する体制や手順が定められている。 ・虐待防止に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。 ・身体拘束防止に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。 ・事故防止に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。 ・苦情発生時の受け付・解決・再発防止体制が考えられているか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	8	6	7	8	5	6
4 職員確保と職員資質 の確保	3-(8), 3-(9)	・開設に向けた職員確保の計画について、具体性、実現性があるか。 ・管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え方があるか。 ・職員育成計画に関する考え方を有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	7	8	7	3	5
5 感染症対策と発生時 の業務継続計画	3-(13)	・利用者への対策 ・職員への対策 ・利用者家族への対策 ・クラスターが発生した場合の対応 ・B C P（業務継続計画）を作成している。又は、策定する計画がある。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	8	6	9	7	3	8
6 地域との連携	3-(10)	・介護保険制度外の災害時支援や高齢者支援などにおいて、地域に貢献できる計画となっているか。 ・周辺事業者との連携を含めた地域に開かれた事業計画となっているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・地域の実情を把握し、その実状に応じた具体的な支援が計画されているか。 ・運営推進会議についてどのように位置づけられているか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	4	7	3	8	4	4
7 利用者の確保及び事 業の安定運営	3-(11)	・利用者の確保について、具体的な考え方があるか。 ・利用者が見込み通り集まらない場合の具体的な考え方があるか。 ・安定的に事業を運営するための具体的な考え方や計画等を有しているか。 ・今後2年間で開設を予定している施設があるか。 ・事業の拡大は適切な規模で行われているか。	優 ↑ 9 8 7 6 5 4 3 ↓ 2 劣	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	6	8	7	5	7
合計点				107	101	105	108	87	99	
総合評価点									607	
得点率								59.5%	607	/ 1020

	配点	得点	得点率
一次審査	600 (100*6)	336 (56*6)	56.0%
二次審査	420 (70*6)	271	64.5%
合計	1020 (170*6)	607	59.5%

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）ヒアリング採点表（最終）

法人名	社会福祉法人大山	評価項目	提出書類 12箇当箇 所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
1	応募の動機について	二次審査ヒアリング	1	・明確かつ適切な応募機会があるか。 ・高齢者福祉に高い意識と熱意を有しているか。 ・社会福祉法人としての貢献、後継者を理解しているか。 ・現在運営している介護保険事業の実績はどうか。	優 ↓ 劣	— 5 1	21	21	21	21	21	21
2	計画内容	2. 3-(1)	3-(2) 3-(7) 3-(14)	・新事業所設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新事業所設置・運営にあたって評価できる特徴・重點策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。 ・運営上の方針に具体的性があるか。 ・事業計画を総合的に判断し、長期的に安定した運営が期待できるか。	優 ↓ 劣	5 4 3	3	3	4	4	3	3
3	利用者処遇	3-(2) 3-(8) 3-(9)	3-(12)	・情報開示に関する体制や手順が定められている。 ・情報開示に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。 ・虐待防止に向けた取り組みは、具体性、実現性があるか。 ・苦情発生時の受け付・解決・再発防止体制が奢えられているか。 ・情報発生時の受け付・解決・再発防止について効果的な考え方があるか。	優 ↓ 劣	4 3 2	4	3	4	4	2	3
4	職員確保と職員資質の確保	3-(8) 3-(9)	3-(10)	・開設に向けた職員確保の計画について、具体的、実現性があるか。 ・管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え方があるか。 ・職員育成計画に關する考え方を有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↓ 劣	5 4 3 2	3	3	4	4	3	2
5	感染症対策と発生時の業務継続計画	3-(12)	3-(10)	・利用者への対策 ・職員への対策 ・事業所内での対策 ・BCP（業務継続計画）を作成している。又は、策定する計画がある。	優 ↓ 劣	5 4 3	4	3	4	4	3	4
6	主治医、居宅介護支援事業所等との連携	認知症ケアの方針、認	認	・主治医との連携について、基本的な考え方を有しているか。 ・具体的な取組みを有しているか。 ・利用者の地域での居宅介護支援事業所との連携について、基本的な考え方を有しているか。 ・具体的な取組みを有しているか。 ・その他の保健医療サービスを提供する第三者との連携について、基本的な考え方を有しているか。 ・運営推進会議の実施について、具体的な取組みを有しているか。	優 ↓ 劣	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	4	3	2	5	3
7	ターミナルケア、認	3-(11)	認	・ターミナルケアの実施について、具体的・効果的な取り組み、計画を有しているか。 ・ターミナルケアについての職員教育計画について考えがあるか。 ・ターミナルケアの算定が可能な体制を整備する予定か。 ・認知症ケアの実施について、具体的・効果的な取り組みを有しているか。 ・認知症ケアについての職員教育計画について考えがあるか。	優 ↓ 劣	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	43	
				総合評価点	48	44	45	51	40	43	450	
				得点率	60.2%	271	271	271	271	271	271	450
				配点	240 (40*6)	126 (21*6)	52.5%	145	69.0%	271	60.2%	
				得点	210 (35*6)	145	69.0%	271	60.2%	271	60.2%	
				得点率	450 (75*6)	271	60.2%	271	60.2%	271	60.2%	

## 事業者選考検討会開催後の経緯について

○令和4年7月15日 応募法人に対し、以下の資料について提出を依頼

- ① 看多機もりの家・定期巡回もりの家・サービス付き高齢者向け住宅資金計画
- ② サービス付き高齢者向け住宅に係る開設後収支計画
- ③ サービス付き高齢者向け住宅に係る借入金償還計画表（機構借り入れ用）
- ④ サービス付き高齢者向け住宅に係る借入金償還計画表（銀行借り入れ用）
- ⑤ 福祉医療機構借入に関する福祉医療機構とのやり取りの記録
- ⑥ 市中金融機関借入に関する市中金融機関とのやり取りの記録
- ⑦ 応募申込提出書類23における説明経緯個別調書

○令和4年7月21日 法人から①～⑦について資料提出

資料の内容を確認し、福祉医療機構借入に係る2点について法人にヒアリング

- ・老人福祉施設とサ高住の間の縁地帯の所有者と利用について
- ・土地の担保供与について

○令和4年7月22日 事業者選考検討会委員に追加資料を送付

上記①～⑦及び、⑧事務局による聴取記録、⑨ヒアリング採点の分析結果

○令和4年7月26日 採択可否に係る意見を確認

6人全員、2事業ともに採択可と回答

令和4年8月 日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会  
会長 岩淵 康雄

令和4年度佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募に係る  
応募法人の選考について（報告）

標記の件について、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第9条  
第3号に定める事業者選考検討会を開催し、慎重に検討を行った結果を同要綱  
第3条第7号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業者選考検討会実施年月日

令和4年7月14日（木）

2 応募法人

【看護小規模多機能型居宅介護】

・社会福祉法人大山

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

・社会福祉法人大山

3 選考法人

【看護小規模多機能型居宅介護】

・社会福祉法人大山

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

・社会福祉法人大山

4 選考方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査、プレゼンテーション）及び  
追加資料に基づく最終審査